

平成27年第1回阿波市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年4月21日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	7番 吉田稔
8番 森本節弘	9番 江澤信明
10番 松永涉	11番 吉田正
12番 檜原賢二	13番 木村松雄
14番 阿部雅志	15番 岩本雅雄
16番 出口治男	17番 香西和好
18番 原田定信	19番 三浦三一

欠席議員（2名）

6番 藤川豊治	20番 稲岡正一
---------	----------

会議録署名議員

4番 檜原伸	5番 松村幸治
--------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 高島輝人	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	教育次長 吉田一夫
教育次長 高田稔	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三浦康雄	健康福祉部次長 安丸学
産業経済部次長 阿部芳郎	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 大塚洋一	土成支所長 郡久美子
阿波支所長 秋山雅彦	会計管理者 三木利彦
財政課長 石川久	水道課長 塩田英司
農業委員会局長 妹尾明	監査事務局長 那須啓介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 重 夫

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 38 号 副市長の選任について

日程第 4 議案第 39 号 阿波市特別職指定条例の一部改正について

日程第 5 議案第 40 号 平成 27 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 26 年度阿波市一般会計補正予算（第 8 号）について）

日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 26 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について）

日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 26 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 26 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について）

日程第 10 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 26 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第 11 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 26 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について）

日程第 12 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 26 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について）

日程第 1 3 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市税条例の一部改正について)

日程第 1 4 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第 1 5 承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市介護保険条例の一部改正について)

午前10時00分 開会

○議長（木村松雄君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

これより平成27年第1回阿波市議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（木村松雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、4番樫原伸君、5番松村幸治君の兩名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（木村松雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については本日4月21日の1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日4月21日の1日間と決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第3 議案第38号 副市長の選任について

○議長（木村松雄君） 日程第3、議案第38号副市長の選任についてを議題といたします。

藤井政策監の退席を求めます。

（政策監 藤井正助君 退席 午前10時01分）

○議長（木村松雄君） 提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 本日は大変お忙しい中、平成27年第1回阿波市議会臨時会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜りまして、心から厚くお礼申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案第38号副市長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

4月16日に黒石副市長から4月30日付をもって退職いたしたいとの申し出がなされ、地方自治法第165条第2項の規定に基づき、承認したところであります。このため、後任の副市長の選任につきましては、熟慮を重ね、地元人材登用の視点から次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては藤井正助、住所は阿波市阿波町十善地314番地、生年月日は昭和25年9月2日生まれで、64歳であります。

藤井氏は、平成23年7月から阿波市政策監として新庁舎の建設、一部事務組合また広域連合を始め市政全般にわたっての重要施策の推進に尽力され、副市長として最適任者であると考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、黒石康夫副市長は、4月30日をもちまして徳島県へ転出することになります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、十分ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第38号については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

後任となる副市長の入場を許可いたします。

（副市長 藤井正助君 入場 午前10時03分）

○議長（木村松雄君） ただいま議会で、市長より提案のございました後任の副市長が満場一致で同意されたわけでありまして、議会議員といたしましても、お喜びを申し上げる次第でございます。今後とも、市長とともに阿波市発展のためにご活躍されることを、高い

席からではございますが、心よりご祈念申し上げ、お喜びにかえさせていただきます。

それでは、後任の副市長より選任のご挨拶をいただきたいと思っております。

○副市長（藤井正助君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一言御礼の挨拶を申し上げます。

議員の先生方におかれましては、このたび私の副市長選任議案に同意をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。身に余る光栄に思いますが同時に、現在の阿波市を取り巻く社会情勢等々を考えますときに、その職務の重大さに身の引き締まる思いでございます。

私は、このとおり浅学非才でございますけれども、野崎市長のもと、微力ではございますが、阿波市の発展と市民の皆様の福祉向上を最優先に考え、職務に励み、阿波市に滅私奉公したいと考えております。議員の先生方におかれましても、今後なお一層ご指導を賜りますことをお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

~~~~~

- 日程第 4 議案第 39号 阿波市特別職指定条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 40号 平成27年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について）
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について）
- 日程第 10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1

号) について)

日程第 1 1 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 6 年度阿波市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について)

日程第 1 2 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 6 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)

日程第 1 3 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて (阿波市税条例の一部改正について)

日程第 1 4 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて (阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第 1 5 承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて (阿波市介護保険条例の一部改正について)

○議長 (木村松雄君) 日程第 4、議案第 3 9 号阿波市特別職指定条例の一部改正についてから日程第 1 5、承認第 1 0 号専決処分の承認を求めることについて (阿波市介護保険条例の一部改正について) までの計 1 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長 (野崎國勝君) 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第 3 9 号阿波市特別職の指定条例の一部改正については、今後阿波市の重要施策であります人口減少対策、地方創生に係る総合戦略や第 2 次阿波市総合計画、また公共施設等総合管理計画の策定など、大幅に職務内容が拡大されることから、職責及び職務内容に応じた金額とするため、政策監の報酬額について改正をお願いするものであります。

次に、議案第 4 0 号平成 2 7 年度阿波市一般会計補正予算 (第 1 号) については、追加補正予算額 7 7 0 万円であります。

続きまして、承認第 1 号から承認第 1 0 号までの専決処分案件についてであります、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分を行うため、これを報告し承認を求めらるものであります。

まず、承認第 1 号平成 2 6 年度阿波市一般会計補正予算 (第 8 号) については、追加補

正予算額4億3,720万円であります。

次に、承認第2号平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、減額補正予算額1億1,859万1,000円であります。

次に、承認第3号平成26年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、減額補正予算額3,209万3,000円であります。

次に、承認第4号平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、減額補正予算額294万6,000円であります。

次に、承認第5号平成26年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、追加補正予算額109万円あります。

次に、承認第6号平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、減額補正予算額7,953万7,000円あります。

次に、承認第7号平成26年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、減額補正予算額137万5,000円あります。

次に、承認第8号阿波市税条例の一部改正について及び承認第9号阿波市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月30日に公布されたことに伴い、関係政令及び省令の改正に基づき、それぞれ改正を行うものであります。

次に、承認第10号阿波市介護保険条例の一部改正については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、改正するものであります。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、担当部長等より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（木村松雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第39号から承認第1号についての3件について補足説明をさせていただきます。

議案第39号阿波市特別職指定条例の一部改正について。

阿波市特別職指定条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

現在、政策監に求められる職務として、新庁舎完成後の各部局間の枠を超えた連携課題や市政全般にわたる重要課題など、広範囲の職務となっております。また、今後においては、国、県と連携した地方創生、人口減少対策に係る総合戦略や第2次阿波市総合計画、さらに公共施設等総合管理計画の策定など、大幅に職務内容が拡大され、政策監は市長、副市長と同様に市政執行の責任者として、その責務は今まで以上に重責を担うこととなります。こうしたことから、今般特別職の給与を決定するに当たって、県内の類似職等と比較検討を行い、その職責に見合った給与の額を阿波市特別職報酬等審議会に諮問をいたしました。具体的には、阿波市特別職報酬等審議会を4月10日に開催し、政策監の給与額改定について、審議会の会長より4月13日に答申がなされました。この答申を受けとめ、本条例の一部改正を行うものです。

改正内容につきましては、給与月額35万円を63万3,000円に改めます。施行日は、平成27年5月1日からとなります。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

次に、議案第40号について補足説明をさせていただきます。

議案第40号平成27年度阿波市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億4,170万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第1号）につきましては、阿波市特別職指定条例の一部改正に伴う政策監の給与などと、当初予算成立後の国土調査事業の労務単価などの変更によるものについて、追加補正をお願いするものでございます。

次に、6、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入についてであります。

10款地方交付税が554万4,000円の追加で計65億4,815万9,000円に、15款県支出金が215万6,000円の追加で計11億7,237万6,000円

になっており、補正額の合計は770万円の追加で、補正後の歳入合計額は175億4,170万円となっております。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳出についてであります。

2款総務費が482万5,000円の追加で計21億4,465万5,000円に、6款農林水産業費が287万5,000円の追加で計5億6,635万9,000円になっており、補正額の合計は770万円の追加で、補正後の歳出合計額は175億4,170万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明いたします。

10ページ、11ページをお願いします。

最初に、歳入についてであります。

10款1項1目の地方交付税が554万4,000円の追加となっております。これについては普通交付税となっております。

その下、15款1項6目の農林水産業費県負担金が215万6,000円の追加となっております。この内容は、国土調査事業負担金であります。

次に、歳出についてであります。

12、13ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般管理費が482万5,000円の追加となっております。これにつきましては、政策監の給与改正に伴う追加予算となっております。また、6款2項4目の国土調査費が287万5,000円の追加となっております。内容につきましては、国土調査事業の基準日額及び公共労務単価の引き上げに伴う委託料の追加予算でございます。

以上、議案第40号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、承認第1号についての補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度阿波市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

最初に、予算書の1ページをお願いします。

専決第1号平成26年度阿波市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところに

よる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億5,130万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成27年3月31日専決、阿波市長。

この補正予算（第8号）につきましては、歳入面では地方交付税や国県支出金などの確定に伴う補正と、歳出面では不用額についての減額補正と財政調整基金などの積み立てを行うなどの予算の最終調製を講じ、実質収支や的確な決算を目的としたものでございます。

次に、6ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正についてであります。

この補正につきましては、地方道整備事業や河川改良事業、土木施設災害復旧事業などの8事業について変更をお願いするものでございます。

補正前の金額の合計は5億9,322万2,000円となっており、9,540万6,000円を減額し、変更による補正後の合計額は4億9,781万6,000円となっております。

次に、7ページをお願いします。

第3表地方債補正を説明いたします。

この補正につきましては、庁舎等施設整備事業債や給食センター施設等整備事業債などの8事業について変更をお願いするものです。補正前の限度額は、合計額で28億860万円となっており、7,290万円を減額して、補正後の限度額は計27億3,570万円となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。

10款地方交付税が4億7,510万9,000円の追加で計84億3,744万2,000円に、14款国庫支出金が4,364万6,000円の減額で計24億6,971

万2,000円に、21款市債が7,290万円の減額で計34億9,570万円となっており、補正額の合計は4億3,720万円の追加で、補正後の歳入合計額は231億5,130万円となっております。

次に、12ページ、13ページをお願いします。

歳出については、2款総務費が3,771万5,000円の減額で計49億6,942万6,000円に、3款民生費が1億3,401万9,000円の減額で計65億1,624万8,000円に、10款教育費が3,370万4,000円の減額で計20億5,862万6,000円に、13款諸支出金が7億4,510万8,000円の追加で計21億9,046万7,000円となっており、補正額の合計は4億3,720万円の追加で、補正後の歳出合計額は231億5,130万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明をいたします。

18ページ、19ページをお願いします。

最初に、歳入についてであります。一番上の10款1項1目の地方交付税が4億7,510万9,000円の追加となっており、これについては特別交付税の確定に伴うものでございます。

次に、20ページ、21ページをお願いします。

14款1項3目の民生費国庫負担金が4,752万5,000円の減額となっており、この主なものは4節の生活保護費負担金3,568万2,000円の減額でございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

18款1項の基金繰入金について、3目の一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金が1,677万円の減額、一番下の18款2項の特別会計繰入金では4目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金が110万円の追加となっております。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

21款の市債が7,290万円の減額となっております。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

市債の主なものは、4目の土木債が4,110万円の減額で、内容は道路橋梁債が1,700万円の減額、公営住宅債が1,560万円の減額などとなっております。

次に、歳出についてでございます。

36ページ、37ページをお願いします。

2款1項14目の庁舎建設費が1,705万円の減額となっており、主なものは工事請

負費の減額でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いします。

3款1項の社会福祉費において、2目の障害者福祉費が4,656万5,000円の減額となっております。

次に、44ページ、45ページをお願いします。

3款4項の2目の生活保護費の扶助費が3,060万円の減額となっております。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

10款7項1目の学校給食費が2,517万8,000円の減額となっておりますが、主なものは給食センター新築事業費の備品購入費の減額でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

13款2項1目基金費が7億4,510万8,000円の追加となっております。この主なものとしては、財政調整基金積立金が3億円、減債基金積立金が4億4,000万円となっております。なお、平成26年度末の基金現在高は約120億8,700万円を見込んでおり、前年度末より約3億7,500万円の増加となる予定でございます。

次に、最終66ページをお願いします。

この調書は、7ページの地方債補正に基づき調製したものであります。右端にある当該年度末現在高見込み額の合計は、230億5,670万5,000円となっております。

以上、議案第39号から承認第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、承認第2号から承認第5号について補足説明させていただきます。

承認第2号をお願いいたします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

予算書1ページをお願いいたします。

専決第2号平成26年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定

めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,859万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,065万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年3月31日専決。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算に関しましては、歳入面では国民健康保険税の決算見込み、国庫支出金、県支出金や交付金などの額の決定に伴う調整を行うとともに、歳出面では不用額が生じる予算について減額補正を行ったものでございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税の補正額が1,050万円の増額、3款国庫支出金の補正額が6,381万円の増額、4款療養給付費交付金が3,500万円の減額、6款県支出金が2,805万円の減額、7款共同事業交付金が6,339万7,000円の減額、9款繰入金7,000万4,000円の減額となっています。

以上、補正額の合計は1億1,859万1,000円の減額で、補正後の歳入合計額は50億8,065万4,000円となります。

次に、3ページ、歳出についてご説明いたします。

歳出の主なものは、2款保険給付費が1億2,050万円の減額、7款共同事業拠出金が7,235万2,000円の減額、9款基金積立金が8,000万円の増額となっております。

以上、補正額の合計は歳入額と同じ1億1,859万1,000円の減額で、補正後の歳出合計額は50億8,065万4,000円となります。

以上、承認第2号の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号平成26年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,209万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,534万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年3月31日専決。

2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算に関しましては、療養給付費と総費用額の減額見込みによる保険料収入の減額並びに低所得者等の保険料軽減措置への一般会計繰入金の減額が主なものとなっております。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料の補正額が2,500万円の減額、4款一般会計繰入金が1,017万5,000円の減額、5款繰越金が378万2,000円の増額となっています。補正後の合計は3,209万3,000円の合計で、補正後の歳入合計額は4億3,534万3,000円となります。

次に、3ページ、歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金が3,140万円の減額となっており、補正後の歳出合計額は歳入額と同額の4億3,534万3,000円となります。

以上、承認第3号の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第4号をお願いいたします。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第4号平成26年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ294万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,395万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年3月31日専決。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算に関しましては、一条西地区及び柿原東地区の農業集落排水施設管理費について、不用額が生じるものについての減額措置を行い、一般会計からの繰入金を減額するものです。

歳入の主なものは、1款分担金が150万円の減額、5款一般会計繰入金が144万6,000円の減額となっており、補正額の合計は294万6,000円で、補正後の歳入合計額は1億2,395万2,000円となります。

次に、3ページの歳出の主なものは、2款事業費が279万6,000円の減額となっており、補正後の歳出合計額は歳入額と同額の1億2,395万2,000円となります。

以上、承認第4号の補足説明とさせていただきます。

次に、承認第5号をお願いいたします。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第5号平成26年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ504万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年3月31日専決。

2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算に関しましては、住宅新築資金貸付金の元利収入並びに前年度繰越金の増額が見込まれるため、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

歳入の主なものは、2款諸収入が60万円の増額、3款繰入金が119万6,000円

の減額、4款繰越金が155万4,000円の増額となり、補正額の合計が109万円の増額で、補正後の歳入合計額は504万8,000円となります。

次に、3ページの歳出の主なものは、3款諸支出金が110万円の増額となり、補正後の歳出合計額は歳入額と同額の504万8,000円となります。

以上、承認第2号から承認第5号についての補足説明とさせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、承認第6号について補足説明をさせていただきます。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第6号平成26年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,953万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,643万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

平成27年3月31日専決、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入面では国県支出金や支払基金交付金などの額の確定、歳出面については不用額についてそれぞれ最終調整を行い、減額補正を行ったものでございます。

歳入の主なものにつきましては、1款介護保険料1,470万2,000円の追加で計6億9,856万5,000円、3款国庫支出金が3,759万6,000円の減額で計10億7,511万7,000円、4款支払基金交付金が1,992万1,000円の減

額で計11億6,815万5,000円、8款繰入金が3,642万7,000円の減額で計6億4,528万3,000円となっており、補正額の合計は7,953万7,000円の減額でございます。補正後の歳入合計額は、42億1,643万6,000円となっております。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳出の主なものといたしましては、2款保険給付費7,450万円の減額で計40億2,330万6,000円となっており、補正額の合計は7,953万7,000円の減額であります。補正後の歳出合計額は、42億1,643万6,000円となっております。

以上、承認第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 塩田水道課長。

○水道課長（塩田英司君） 議長の許可をいただきましたので、承認第7号について補足説明をさせていただきます。

承認第7号をお願いいたします。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第7号平成26年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

平成27年3月31日専決。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入歳出とも、主なものについて説明させていただきます。

今回の補正に関しましては、施設費で不用額が生じるものについて減額補正の措置を行

い、一般会計からの繰入金を減額するものです。

歳入につきましては、4款一般会計繰入金が150万円の減額となっており、歳入総額は182万8,000円となっています。

次に、歳出につきましては、2款施設費が132万5,000円の減額となっており、歳出総額は歳入額と同額の182万8,000円となっています。

以上、承認第7号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、承認第8号及び承認第9号について補足説明させていただきます。

まず、承認第8号について説明させていただきます。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

今回の条例の改正は、地方税法、同法施行令及び同法施行規則などの関係法律、政令、省令の一部の改正が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、改正後の規定に沿う形で条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、主に4点ほどの改正があり、1点目は法人市民税均等割の税率が現在資本金等の額と従業員数の区分で税率を定めていますが、資本金等の額を法人事業税の資本割の課税標準と統一、平成27年4月1日以後の開始する事業年度から適用されることとなりました。

2点目は、個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限が現行平成29年12月31日までとしていましたが、平成31年6月30日まで1年半延長されます。

3点目は、確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告することがふるさと納税をちゅうちょする原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体に申請することにより、納税者本人にかわって住所、所在市町村にふるさと納税情報を伝達し、寄附金控除が受けられる特例が創設されました。

4点目は、軽自動車税に関し2つの改正がありました。

1つは、軽自動車税へのグリーン化特例の導入でございます。平成27年4月1日から

平成28年3月31日までに新規取得した四輪車等で環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置が新設されました。

もう一つは、本年4月1日適用される予定でありました原動機付自転車及び二輪車における税率引き上げ時期が1年間延期されました。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

次に、承認第9号について説明をいたします。

承認第9号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

この条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日公布されたことに伴い、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、主に2点の改正があります。

1点は、国民健康保険税の課税限度額が昨年に引き続き引き上げられ、基礎課税額限度額が51万円から52万円、後期高齢者支援金等限度額が16万円から17万円に、介護納付金限度額が14万円から16万円にそれぞれ引き上げられます。

もう一点は、これも昨年に引き続き低所得者層の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得の引き上げを行うものです。

一つには、5割軽減対象となる世帯の被保険者数に乗ずるべき金額が24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯の被保険者数に乗ずるべき金額が45万円から47万円に引き上げられ、それぞれ軽減対象所得の上限が拡大されます。

施行期日は、平成27年4月1日となります。

以上、承認第8号及び承認第9号についての補足説明とさせていただきます。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、承認第10号について補足説明をさせていただきます。

承認第10号をお願いいたします。

承認第10号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規

定により、阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月21日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が4月10日に公布されたことに伴う阿波市介護保険条例の一部改正でございます。

改正内容といたしましては、低所得者に係る介護保険料の軽減のため、所得段階第1段階に該当する被保険者の平成27年度から28年度までの各年度における保険料率を5割軽減から5.5割軽減に拡大し、年間保険料を3万4,800円から3万1,300円に軽減するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月10日からの施行となります。

また、この改正規定につきましては、平成27年度分からの適用となります。

以上、承認第10号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

松永渉君。

○10番（松永 渉君） 議長の許可をいただきましたので、議案第39号阿波市特別職指定条例の一部改正について質疑を始めます。

この条例改正には、政策監の給料を月額35万円から28万3,000円引き上げ、63万3,000円に改正するものであります。そもそも政策監は、新庁舎建設など公共施設の改修が重なり、市長を補佐する職としてつくられました。今、阿波市では、公共施設建設が一段落した中で、月額63万3,000円の政策監の必要性について質疑をいたします。

1点目は、行政改革の本丸であります新庁舎ができて、やっぱり行政改革経費の削減が

進められている中で、政策監はなぜ必要なのか答弁を求めます。

2点目は、政策監ができることによって、市民にどのようなメリットがあるのか答弁を求めます。

3点目は、報酬月額を35万円から63万3,000円に上げるのはなぜなのか答弁を求めます。

4点目は、阿波市では人件費が削減される中、給与を上げる優先順位の観点から質問をいたします。

阿波市では、正規職員が減少する中で、臨時職員や非常勤職員が240人以上になりました。この人たちの中には、これまで正規職員が担ってきた業務に携わり、阿波市の県下トップクラスの子育て教育支援の充実に貢献している人はたくさんいます。給与は、正規職員の2分の1から3分の1であります。今回の28万3,000円の引き上げ額は、283人の臨時職員などの給与を1,000円上げることができます。臨時職員の給与を上げることが優先しませんか、答弁を求めます。

5点目は、政策監による具体的な事業成果、政策監をつくることによって得られる事業成果をどう市としては見込んでいるのか答弁を求めます。

6点目は、今後の政策監の実績評価をどのように行っていくのか。

以上6点、答弁を求めます。

それと続きまして、承認第1号平成26年度阿波市一般会計補正予算（第8号）についての質疑でありますけれども、歳入の地方消費税交付金の中に社会保障財源交付金7,086万8,000円がありますが、消費税の引き上げ分に係る地方消費税の用途を明確にするためにも、社会保障基金として積むべきではありませんか。総務省のほうから、社会保障に使うべき引き上げられた消費税については、歳出についても使い道を明確にしなさいという通達が来ているはずであります。ただそれだけではなく、市民に対して社会保障だけに使うと言って消費税を上げている以上、歳出を明確にし、説明責任を果たすのは阿波市の責務だと思いますが、歳出の明確化にどう取り組んでいかれるのか答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の質疑に答弁させていただきます。

最初に、議案第39号に係る質疑についてであります。

政策監の必要性について、政策監による市民のメリットについてなど項目が関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

今後の阿波市において政策監に求められる職務として、昨年末に完成いたしました新庁舎完成後の各部局間の枠を超えた連携課題や市政全般にわたる重要課題などを広範囲の職務となります。これを踏まえて、現在政策監の事務決裁規定による業務範囲を現在の3項目に加え、項目を6つに改定しております。現在は1つ目として庁舎建設に関する事項、2項目めとして一部事務組合、広域連合に関する事項、3点目としてその他市長が特に認めるものに関する事項となっておりますが、このたび追加をするのが1点目として市政の総合的な企画及び調整の統括に関する事項、地方創生事業の統括に関する事項、政策の実現並びにその執行に係る各部局間の横断的な調整及び統括に関する事項を加えます。

また、今後においては国、県と連携した地方創生、人口減少対策に係る総合戦略や第2次阿波市総合計画、さらに公共施設等総合管理計画の策定など大幅に職務内容が拡大され、政策監は市長、副市長と同様に、市政の執行の責任者としてその責務は今まで以上に重責を担うこととなります。こうした企画力を生かした総合戦略や魅力ある阿波市らしいまちづくりを進めるとともに、各部局間の連携による各種事業の円滑な推進により、市民の皆様の生活の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、事業成果と実績評価につきましては、先ほど申し上げましたように、政策監は地方創生の総合戦略や第2次阿波市総合計画の策定など市政の基本となる重要施策を担ってもらうこととなります。

こうした戦略、計画策定などについては、節目節目においてPDCA、いわゆるPでプラン、計画です。Dで実行して、Cでチェック、評価、改善、いろんなことを講じて、より評価が出るようにアクションで改善して実行すると、こういった実績評価を行うことによって、その評価に基づき改善ができていくという仕組みとしております。

また、今般の特別職の給与を決定するに当たって、県内の類似職等と比較検討を行い、その職責に見合った給与の額を阿波市特別職報酬審議会に諮問いたしました。そして、4月13日に審議会の会長より答申書をいただき、それを参考に今回議案として阿波市特別職指定条例の一部改正についての議案提出としております。結果といたしまして、その職責に見合った給与の額とすることが適当であると考え、よって政策監の給与の基準を教育長と同額の63万3,000円といたしました。

次に、臨時職員の給与についての考え方について答弁いたします。

阿波市には、平成27年4月1日現在で208名の臨時、非常勤職員が在籍しており、そのうちの多くが保育所、幼稚園に保育士、教諭として勤務しております。

その職員の賃金につきましては、合併当時からその都度、賃金の見直しを行い、現在では月額約2万円程度のアップが図られております。その経緯を申しますと、平成20年4月からは全臨時職員に通勤手当を正規職員と同様に支給しており、賞与についても平成23年より改善を図っております。さらには、今年4月からは保育所、幼稚園で担任を持っている職員の方には月額200円の加算を行うこととするなど、少しずつではありますが、改善に努めているところであります。

阿波市においては、勤務する多くの臨時職員の方の賃金につきましては近隣市の状況等も参考して決めております。今後においても労働意力を低下させず、生き生きとした職場環境を確保できるよう処遇改善に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

次に、2点目として承認第1号に係る質疑についてであります。

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税収入につきましては、全て消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充当する旨を地方税法に明記されました。引き上げ分の地方消費税収を全て社会福祉施策に充て、事務費や事務職員の人件費には充ててはならないとされております。

本市の平成26年の当初予算のうち、社会保障施策に要する経費として社会福祉事業費が34億704万9,000円、社会保険事業費が17億1,351万6,000円、保健衛生事業費が1億92万4,000円で、合計額は52億2,148万9,000円の計上となっております。このうち一般財源額は25億5,472万円となっております。平成26年度の阿波市に配分された地方消費税交付金は、議員おっしゃるとおり、7,086万8,000円ですが、阿波市の社会保障施策に要する一般財源は、先ほど申し上げた約25億5,000万円と前年度当初予算より約3,000万円増加しており、今後も増加傾向にあると見込んでおります。ちなみに、平成27年度の当初予算での一般財源ベースでは、26年度に比べ2,000万円増加しております。

このことから阿波市では、消費税法等に定める毎年度制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとするという趣旨を十分踏まえ、議員お尋ねの社会保障財源交付金を社会保障施策に要する

経費のうち、一般財源に充てることを十分留意して運営をしてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほど、よろしく申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） ちょっと承認第1号のほうから再問させていただきたいと思っております。

さっき、去年が3,000万円で今年が2,000万円ふえているという話なんですけど、当初予算で一般財源が、社会保障額。たしか1億5,000万円ふえたよね。社会保障に使いなさいって入ってきた金は、当初で。それから、去年2,000万円ふえたって言ったけど、今入ってきとる最終7,000万円でしょ。

それと、僕が言いたいのは今回の平成26年度の第8号が、要するに入金のとこ、今、社会保障財源として分けられて明記されてるんですよ。通達っても、歳出に関しても明記すべきだ、わかりやすくするべきだと。その部分が社会保障関係で使われるんだと。でも、うちが入れられたんは、要する財政調整基金が減債基金か一般廃棄物かまちづくりかわからんけど、明確にわかる方法じゃないですよ。それをどうにかするべきでないんですかということを質問しとんであつて。一般財源で3,000万円ふえた。1億5,000万円入って、2,000万円ふえました。7,000万円入って、3,000万円ふえましたって答弁が欲しいわけじゃない。歳入はちゃんと明確に分けとるんだから、歳出のほうもしっかりと社会保障で使えるように明確に、市民に説明できるようにするのが趣旨だと思うんです。その通達にも、歳出に書いても、予算書や決算書の説明資料等で明示してくださいというふうに書いてありますんで、歳入だけ何ぼ入りましたよっていうんじゃなく、歳出もしっかりとわかるように。それはほなけど、市民に対する説明責任、総務省からいわれたからっていう話じゃないと思うんです。市民にちょいちょい上げますよ、それから社会保障に全て使いますよって言っているんだから、その歳入がきちっと両方合わしゃあ2億円ぐらい入ってきとんだから、それはこういうところにつきましたって説明責任を果たすんが、やっぱり職員の責務やと思うんやけどね、公務員の。僕、再問するつもりはなかったんですけど、今の答弁はちょっと納得いきません。明確に歳出のほうも、明確にできるように。我々にもすぐにわかる、市民に対してもすぐわかるようにしてほしいという。するべきやと。そういうふうに総務省の通達も来とるし、消費税の今回の増額に対しても、そういう趣旨なんだから。

それと、阿波市特別職指定条例の一部改正についての答弁に関して、今後事務が拡大していくんで、給与を上げるということみたいであります。もうちょっと質問の政策監の具体的な事業成果をどう見込んでいるのかなというところが聞きたかった。それから、実績評価はやっぱり人事評価まで入れるんかどうかを。確かに地方創生の総合計画の中に数値目標が出ます。ただ、僕が言いたいのは、実績評価っていうのは職員皆さんやられている事務事業評価ね。あれは、どの職員が何ぼ自分の給料を打って、どんな成績を1年間上げたっていうのを全部出てるんです。それに、公会計、それから人事評価制度ももう入る時期になってきてますよね、正直言うて。その部分に取り組んでいくべきではないかなっていう部分の実績評価。もう35万円の人を63万3,000円にするんだったら、ちゃんとした実績評価もできるような仕組みをつくるべきではないかなっていう意味で、それで事業効果をどう見込んでいるのかっていうことを聞きたかった。

それから、17日に全員協議会で副市長が企業誘致とか契約の補助もいっぱい引っ張ってきました。また、債権管理条例なんかもつくりましたっていう成果を言われていましたけど、それは副市長の成果である。すばらしい。僕が知りたいのは、政策監の成果なんです。副市長の成果ではない。政策監に関しては、本当に僕らでも、この1月から3月ぐらいまで各支部の総会に行きます。これ新庁舎、あんな無駄なもん、大きいもんつくってどうするんだっていう批判いっぱいある。特に、若い者にはすごい批判があります。でも、この成果っていうんは、5年、10年先に本当の成果は出てくるから、これを使ってどうするかの話になってはくると思います。

それと、政策監と臨時職員の比較で、何か2万円ほど上がって、また随時処遇改善でやっていきますと、うれしいことです。頑張ってやってほしい。ただ、僕が言いたいんのは、少のうても10年前から言るように、毎年1,000円でもええ、上がって行って、毎年毎年面接するんじゃなくして、安心して働ける処遇をつくってほしいという思いで言いました。

例えばちょっと比較しますと、政策監は63万3,000円の仕事を、今までの政策監は35万円で安かって、3年10カ月変わらんが。ということは、35万円かもらってないけど、63万3,000円の仕事をしてたんだと思います。でも、臨時だって10年以上前から同じ仕事を、正規と。2倍、3倍の仕事はしてきました。

それから、2つ目に今回の場合、政策監1人で28万3,000円昇給します。しかし、さっき話したように臨時職員は10年前から1,000円でも、毎年1,000円ず

つでも上がって、雇用環境を整えてくれと。28万3,000円なら283人が昇格できます。そういう比較。

それから、さっきから話している政策監の実績ちゅうんは、こんなこと言うたら悪いけど、税金を活用した実績で、さっきの調査でもあるし、今後成果は5年、10年先に決まります。確かに臨時職員ちゅうんは、税金使っていないんです。みずからの給与を切り捨てて、子育て教育支援を充実させているんです。阿波市のトップクラスの子育て教育支援なんて、この人たちの貢献がごつつう大きいと思う、政治的に言うても。だから、僕はこっちが優先するんじゃないかなと考えてます。

再問なんですけども、今たくさんの答弁をいただきました。この中で一番余計言われたのは、今後の政策監の仕事が広範囲に広がっていくんで、給料を上げてくださいというような話でありました。ただ思うに、この政策監を規定している条例ってありますよね。それって、市長が指定した特定の直轄であって、市長が指定する直轄の特定重要施策について、市長を補佐する職員となっておりますよね。阿波市特別職指定条例の政策監の雇用根拠。でも、さっきから、そして17日の全協で言われているんは、要するに仕事内容が職員の人材育成から始まって、さっきも答えられましたけど、市政全般にわたる広範囲の職になってますよね。これって、市長や副市長の仕事違います。この条例と、要するに今皆さんが言われている職務内容って、規定している政策監の。整合性あるんですか。その点についてだけ再問いたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 松永議員の再問の1つ目の専決、承認第1号についてお答えいたします。

説明不足もあったんですけど、今回の消費税率の5%から8%の大きな趣旨といたしまして、国のほうでは消費税率の引き上げの趣旨として、今後も増加が見込まれる、あくまで社会保障4経費の財源に充てるという趣旨でございまして、ほかのハード事業とか、ほかのものには使わないという3%分の趣旨がございまして。

こういったことを踏まえて、阿波市のほうでは、議員おっしゃられたように7,000万円ほどの増収があったということと、先ほどちょっと答弁には入れなんなんですけど、阿波市の財政課においても、今回先ほど説明しましたように、社会保障の財源化分をどう充てるのかということで、ホームページで阿波市の国の指定する社会保障政策に係る経費っていうのを26年度よりホームページで公表しております。ほんで、係る事業費の予算

額が社会福祉、社会保険、保健衛生事業、それらを含めて52億2,148万9,000円ございます。こういった中で、特定財源を引いていったら、25億円の一般財源の中に7,000万円を新たにふえた分を充当するという趣旨ではございますが、これに関しましては、社会保障費っていうのは全国的にも阿波市においても増加傾向にあって、7,000万円増額した部分が25億円を全て補えるものではございません。各団体によって、その7,000万円の増収分において新たな事業を創設する団体、それと従来の25億円の中の一般財源に充当して一般財源を抑制するやり方、この2通りがありますので、ここいらの趣旨とかいろんな動向を見ながら、今後発生する事業に対して適切に充てていきたいと。

それと、今回専決処分の中では地方消費税交付金の額の決定時期が年度末の3月となりますので、同じ予算書の中に7,000万円というのが歳入であらわれて、基金で積立金のところで出てきましたので、その7,000万円を積立金として積んだという趣旨じゃなくて、確定しましたので専決で7,000万円を確定させて、立てかえておいた部分に充当したという解釈でご理解願えたら。25億円の中の7,000万円でございますので、3月に確定して専決で消費税交付金の額を確定して、それを基金に積んで次年度に使うっていうんじゃないしに、先に立てかえておいて、積立金とは別な考えもできるのかなということで、よろしくご理解をお願いします。

それと、先ほどの臨時職員の件につきましては、先ほども申しましたように、一括にはなかなか近隣とか類似団体との状況を比較しながら、議員の趣旨も踏まえながら、今年度も担任手当っていうので、日額200円でございますが、置いた部分で改善は少しずつではしておりますので、そこいらはいつも意識の中に置いておりますので、どうかご理解よろしくお願ひしたいということで答弁いたします。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 僕が52億円言ったけんな、何ぼ言ったけんって、消費税が上がったんはこの前からなんで、その消費税の7,000万円とこ、1億5,000万円が今後どう使われていっていかっていうんが知りたいだけであって、そういう趣旨であって、逆に今までうちがしよったんは新たに市民の皆さんに消費税つけて、ほんで社会保障につけますちゅうお金が入ってきたけん、今までうちの一般財源使よったか、それを置きかえていっだけやという話だったら、どうしようもない。要するに、うちがもし国みたいに借金いっぱい120億円なくて、子育て支援策とかそういうもんができとんならわかりま

す。でも、今までできよった中に今度消費税が上がって、2億円近くの金が入ってきたんじゃけん、それを今までその銭がうちが出しよったけん、置きかえりゃいいんや考えでは僕は納得できません。

この件については、もう時間もあれなんで、また今後ゆっくり話しさせていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（木村松雄君） 松永議員、副市長が答弁をされるようでございますので。

（10番松永 渉君「よろしく申し上げます」と呼ぶ）

黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 議長の許可をいただきましたので、先ほどの松永議員の政策監の職務の中で、特定の重要課題ということについてご答弁申し上げたいと思います。

政策監の職務につきましては、条例におきまして、特定の重要課題ということで規定をさせていただいております、これまで新庁舎の建設、一部事務組合、広域連合の関係の仕事、それとその他、市が定める重要事項ということとされているわけでございます。

現在、政策監の仕事につきましては、そのその他の部分。これは、やはり各部局間にまたがる事業と、垣根を越えた事業というのが非常に多くなってきておまして、それにつきまして市長のほうから、指示によりまして特定の重要課題、これはいろいろブランド戦略から始まっているんなものが、企業誘致もございまして。そういったものについても、政策監の仕事としても、当然私もそれに県との調整も入ってきますから、たずさわっておりますけど、そういった事業も取り組んでいるところでございます。

現在、地方自治体において各部局間の調整というのが非常に重要な要素となっております、各自治体において各部長の上に、これは特別職、一般職の差はありますが、政策監というのを置かしまして、それで調整しているというのが実情でございます。そういったことから、今回もう既に政策監の仕事として、そういう広範囲といいますか、数多くの重要課題をこなしておりますけれども、今のこの地方自治を取り巻く状況、地方創生、そういった状況もありますので、さらに総合戦略、あるいはちょうど阿波市の第2次の総合計画という策定っていうものもございまして。今後、さらに県との事業の調整、例えばスマートインターであるとか企業誘致、さらにはブランド戦略であるとか、そういったものにつきましても、やはり県との連携っていうのは重要となりますので、政策監につきましては、そういった事業も担っていただくと、これはかなり多うございまして。実際、県道の整

備におきましても、今県単でやっている事業についても、それだとやはり予算規模が小さいので、なかなか進みにくい。それを県の補助事業で、この箇所を上げていただくとか、そういった必要性、熱意を伝えていく。こういった業務も政策監の仕事だと思っております。

そういったことで、条例上、特定の重要課題っていうものが今後さらにふえていくっていうことで、その仕事を担っていただくと、そういうことになるかと思えます。

それと、先ほどの人事評価のお話がありましたので、この特別職につきましては、実は私どももそうなんですけども、勤務時間の定めのない、そういう身分保障もないということで、市長の指名のみに基づいて、私の場合は県の上が、そういった職でございます。ですから、人事評価は一般職について進めることとなっておりますけども、この特別職というのは、そういった特殊な部分がございます。最終的には、その我々のした仕事を最終的には議会の皆様、そして市民の皆様方がその仕事をどう評価するのか、市民生活をいかに豊かにしたのか、そういったことに総合的に判断をいただくと、そういうことになるかと思えますので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 本当に副市長、長い間ありがとうございました。これから寂しくなります。もっともっといっぱい議論したかったんですけど、今回の質疑はこれで終わらせていただきます。

○議長（木村松雄君） 以上で質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号から承認第10号までを会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認め、議案第39号から承認第10号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号阿波市特別職指定条例の一部改正についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号阿波市特別職指定条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第40号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について）を採決いたします。

承認第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）から承認第10号専決処分の承認を求めることについて（阿波市介護保険条例の一部改正について）までの計9件を一括して採決いたします。

承認第2号から承認第10号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号から承認第10号は原案のとおり承認されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで黒石副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 議長の許可をいただきましたので、本会議の貴重な時間をおか

りいたしまして、一言御礼と退任のご挨拶をいたしたいと存じます。

このたび、4月30日付で阿波市副市長の職を辞任させていただくこととなりました。約2年間という短い期間ではございましたけれども、野崎市長のもと、何とか職務を行うことができました。これもひとえに議員の皆様方の温かいご指導、ご協力のおかげと心から御礼申し上げます。

顧みますと、去る平成25年5月27日に初めて旧庁舎の議場でございましたが、ご挨拶をさせていただきました。以来、新たな職務に取り組む中で充実した日を送らせていただきました。あっという間に過ぎ去った2年間であったと感じております。この間、市長の情熱あふれる力強いリーダーシップのもとに、皆様方のご協力を賜りながら、合併10周年という節目の年を迎える阿波市のさまざまな課題に取り組ませていただきました。特に、この新庁舎の完成、そして合併10周年というまさに阿波市の記念すべきときに、この名誉ある副市長という職において、皆様方と一緒に仕事ことができましたことはまことに光栄に存じますと同時に、一生の誇りにいたしたいと思っております。

この間、私自身、阿波市の未来のために全力を傾注して取り組んでまいったところではございますが、結果として十分な役割が果たせたのかどうか、反省の多い日々でもございました。一方で、この節目のときを迎えた阿波市において、仕事をさせていただく中で多くのことを学ばさせていただきました。より高くより広い視野を持った判断をすること、必ず現場に足を運んで確認する現場主義の徹底、部局間でのしっかりとした連携を図ること、そして市民の皆様方に十分な説明責任を果たすことなど、いずれも今日の行政推進の基本となることでございます。

今、地方創生、人口減少対策、多くの課題に取り組もうとしている中で、この阿波市を離れることはまことに心残りではございますけれども、こうして阿波市で学びました多くのことをしっかりと心に刻み、そして阿波市を心のふるさとといたしまして、これからの職務に専念してまいりたいと思っております。

阿波市には、人や地域を愛する温かい気持ちにあふれた多くの市民の方々がいらっしゃいます。日々の仕事を通じて、また毎日の通勤や休日のイベントなどさまざまな機会を通して、市民の皆様方の優しさに触れさせていただきました。本当にありがとうございました。

最後になりますが、阿波市の限りない発展、そして皆様方のさらなるご健勝、そしてご活躍を心より祈念申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。本当にお世話に

なりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（木村松雄君） 閉会に当たり、市長よりご挨拶がございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、本日の臨時会の開催につきましては、大変にお忙しい中、木村議長を初め議員各位のご協力によりまして開催できましたこと、まず御礼申し上げたいと思います。

それから、先ほどの藤井氏の副市長選任に当たりましては、全議員の皆様のご同意を賜りましたこと、心から厚く御礼申し上げます。今後、私も藤井副市長の協力のもと、円滑な行政運営ができますよう、これからも議会の皆様方としっかりと協議しながら進めてまいりたいと思っております。どうか藤井副市長につきましても、議員の皆様方の格別のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今臨時会に提案いたしました議案につきましては、全議案、原案どおりご承認いただき、まことにありがとうございました。

なお、黒石副市長におかれましては、今月末で退任されますが、平成25年6月1日の就任より約2年間にわたり阿波市の発展及び活性化等に格別のご尽力をいただき、大変感謝いたしております。来月より徳島県庁で勤務されることとなりますが、今後も阿波市に対しまして格別のご指導、ご協力をよろしく願いたいと思います。

最後になりますが、議員各位の皆様におかれましては健康に十分留意され、引き続き市勢発展のため、ご活躍いただきますよう切にお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長（木村松雄君） これで本日の会議を閉じます。

平成27年第1回阿波市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時54分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員